

大島空港格納庫内航空機整備事業に関する協定書（案）

東京都（以下「甲」という。）及び〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、乙が令和 7 年 4 月 1 日から実施する大島空港格納庫内航空機整備事業に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、乙が大島空港格納庫（以下「格納庫」という。）内における航空機整備事業（以下「本事業」という。）を実施するに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

（本事業の定義）

第 2 条 この協定に基づき乙が行う本事業は、以下の事業を含むものとする。

（1）航空機の整備

航空法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 56 号）第 5 条の 6 に規定する整備のうち、「軽微な保守」、「一般的保守」、「軽微な修理」及び「小修理」に該当する作業

（2）航空機のけん引

大島空港格納庫を出入りする航空機のけん引作業

（3）その他

募集要項第 7 に定める「自主事業」に該当する事業

（本事業の基本原則）

第 3 条 乙は、格納庫の設置目的である東京都調布飛行場に常駐している自家用機の移転及び大島空港の活性化に資するよう本事業の実施に努めるとともに、次のことに留意し、本事業を行うものとする。

（1）民間のノウハウやコスト意識、柔軟な発想による、より効果的・効率的な事業の運営に努める。

（2）創意工夫に基づいた運営により、質の高いサービスを利用者に提供する。

（3）格納庫の公共性に留意し、運営に当たってはコンプライアンスを遵守する。

（4）事故等を未然に防ぎ、災害や事件・事故等の発生時に適切に対応できるよう、職員を配置する。

（5）施設の機能及び特性を十分に把握し、全ての施設を清潔に保つとともに、その機能を正常に維持し、施設を安全に利用できるよう、適正な維持管理に努める。

（使用許可手続き）

第 4 条 乙は、本事業の実施を目的とし、本協定書締結後、本事業着手前までに、別途東京都営空港条例（昭和 37 年 3 月 31 日条例第 53 号）第 11 条の 2 に基づく格納庫の使用許可（以下「使用許可」という。）を甲より受けるものとする。

（法令等の遵守）

第5条 乙は、本事業の実施に当たっては、この協定に定めるもののほか、関係法令、大島空港格納庫内航空機整備事業者募集要項（令和6年11月）及び使用許可条件を遵守しなければならない。

2 航空機製造事業法（昭和27年法律第237号）第2条の2に基づく事業許可等、本事業の実施に当たって必要となる行政庁の許認可については、乙の負担によりこれを取得するものとする。

（事業計画の着実な履行）

第6条 乙は、前条に定める関係法令等を遵守するほか、乙が応募に当たって提案した事業計画書の記載内容を着実に履行するものとする。ただし、自主事業の実施については、別途、甲と協議の上、実施するものとする。

なお、事業計画書の記載内容のうち、次の各号に掲げる事項について、変更又は改定しようとするときは、理由を付して、予め甲の承認を得なければならない。

- (1) 営業日及び営業時間
- (2) 管理体制（人員配置計画）
- (3) 利用料金

（利用規程等の制定）

第7条 乙は、甲と協議の上、利用規程（本事業の顧客が格納庫の利用に当たって遵守すべき事項を内容とする規程）を策定するものとする。

（光熱水費の負担）

第8条 格納庫において発生する光熱水費のうち、電気料金及び上下水道料金については、甲からの請求に基づき、原則として使用割合に応じて乙が負担するものとし、詳細は別途甲乙協議の上、決定するものとする。

2 格納庫において発生する光熱水費のうち、ガス料金については、乙が直接ガス会社と契約の上、全額を乙が負担するものとする。

（施設の改変等）

第9条 乙は、格納庫について、形状の改変をしてはならない。

2 乙がその責に帰する理由により格納庫の全部若しくは一部を滅失し又はき損（汚損を含む。）したときは、乙は甲に対し、その損害を賠償するものとする。

（都施工工事への協力）

第10条 甲が大島空港内で行う施設の改修等、予定される各工事の実施に当たっては、乙は、格納庫利用者への周知、工事期間中の暫定対応措置等に関し、甲に協力しなければならない。

（転貸等の禁止）

第11条 乙は、格納庫を他の者に転貸し、又は使用の権利を譲渡することはできない。

(事件及び事故発生時の対応)

第 12 条 乙は、事件及び事故等が発生した場合には、人命救助を最優先して事故処理に努めるとともに、直ちに関係行政機関に通報するものとする。

2 乙は、事件及び事故等の発生時において、甲に速やかに連絡するとともに、事件及び事故等への対応が完了した後、別途、その顛末を報告するものとする。

(災害発生時の対応)

第 13 条 乙は、甲と協議の上、予め災害対策のマニュアルを定め、災害が発生したときは、それに基づき、災害対策活動を円滑に行うものとする。

2 乙は、災害発生時において、利用者に対する避難誘導、暫定的な安全対策を速やかに行うものとする。

(報告書の提出等)

第 14 条 乙は、次の各号に掲げる報告書を、当該各号に掲げる期日までに甲に提出するものとする。

(1) 月次報告書(該当月の整備件数等を記載) 各月終了後 14 日以内

(2) 年次報告書(該当年度の整備件数等を記載) 各年度終了後 1 か月以内

2 甲は、前項のほか、必要に応じ、本事業についての報告を求め、又は実地に調査することができるものとし、乙はこれに協力するものとする。

3 甲は、前項による報告、調査等の結果、甲が必要と認める場合は、指示又は改善勧告をすることができるものとする。

4 甲は、第 1 項及び第 2 項による報告、調査等の結果及び前項による指示又は改善勧告について、甲が必要と認める場合は、これを公表することができるものとする。

(協定の期間)

第 15 条 この協定は、この協定締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで、その効力を有するものとする。ただし、期間満了前までに使用許可の更新を行った場合は、同一条件にてさらに 1 年間延長されるものとし、以降も同様とする。

2 前項の使用許可の更新は令和 12 年 3 月 31 日までの使用を限度とし、乙による使用期間終了後は再度公募にて使用者を選定するものとする。

(協定の解除等)

第 16 条 甲は、次の各号の一に該当した場合は、催告をしないで、甲が指定する日にこの協定を解除することができる。

(1) 乙が応募に当たって提出した誓約書の内容が事実と相違したとき。

(2) 乙がこの協定に定める義務を履行しないとき。

(3) 乙が破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産手続きを開始する等により、本事業の継続が困難になったと甲が判断したとき。

(4) 乙が著しく社会的信用を損なうような事実の発生等の理由により、事業者として相

応しくないと甲が判断したとき。

- 2 前項に基づき本協定が解除された場合、甲は、使用許可についても取り消し手続きを行うものとする。
- 3 乙は第1項(3)に基づき本事業の継続が困難となった場合は、速やかに甲にその旨を報告しなければならない。
- 4 乙は、使用許可を受けた期間中に格納庫の使用を終了する場合は、使用を終了しようとする月の初日から起算して90日前までに、甲に書面にてその旨連絡しなければならない。
- 5 使用許可が同使用許可の規定に従い取り消された場合、本協定は終了するものとする。
- 6 乙は、第1項の規定により協定を解除された場合において甲に損害があるときは、甲の受けた損害を賠償しなければならない。

(協定の解除時等の対応)

第17条 甲が本協定又は使用許可（以下「本協定等」という。）の規定に基づき、本協定等を解除する場合、本協定等を解除するまでの間、乙は継続して適正に本事業を遂行するとともに、新たな事業者に対して業務の引継ぎを確実に実施するものとする。

(原状回復)

第18条 乙は、第16条第1項又は同条第5項の規定により協定を解除され又は終了する場合においては甲の指定する期日までに、第15条の協定期間が終了する場合においては終了日までに、自己の負担で使用許可を受けた物件を原状に回復して、甲に返還しなければならない。ただし、甲が特に認める場合は、この限りではない。

なお、乙が付加した造作のうち、原状に回復することが困難で、かつ原状に回復することが格納庫の管理運営上、利用者サービスの明らかな低下を招くと甲が認める場合、付加した造作に係る乙の地位を新たな事業者を引き継ぐことができるものとする。

(疑義の決定等)

第19条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

甲と乙とは、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

令和 年 月 日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

甲 東京都
契約担当者

港湾局長 ○○ ○○

乙